登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成三十年七月五日

中部運輸局長　石澤　龍彦

一　登録年月日　平成三十年六月十八日
二　登録番号　中部小教第八号
三　登録小型船舶教習実施機関の名称　シーマンズボート免許
四　住所　愛知県常滑市新浜町二丁目一番地の一
五　代表者の氏名　丹羽　隆
六　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
シーマンボート免許　愛知県常滑市新浜町二丁目一番地の一
七　登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成三十年七月五日

中部運輸局長　石澤　龍彦

一　登録年月日　平成三十年六月十八日
二　登録番号　中部小教第九号
三　登録小型船舶教習実施機関の名称　海ナビ株式会社
四　住所　愛知県弥富市中三町松山一番地五十六
五　代表者の氏名　天野　利夫
六　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
海ナビ小型船舶教習所　愛知県弥富市中三町松山一番地五十六
七　登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所
二級小型船舶操縦士第一種教習所
特殊小型船舶操縦士第一種教習所

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十一条第一項第一号により基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成三十年七月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　地図及び簿冊の名称
平成二十九年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十九年度都市部官民境界基本調査簿案
二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岐阜県多治見市、愛知県岡崎市、碧南市、蟹江町、三重県津市の一部
三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで
五　閲覧場所　次表のとおり

第一項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
岐阜県多治見市、愛知県岡崎市、碧南市、蟹江町、三重県津市	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号 名古屋合同庁舎第二号館 国土交通省中部地方整備局用地部内 電話　〇五二（九五三）八一〇五

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
七　誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
八　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

公　告

諸　事　項

鉱業財団

大分県津久見市合ノ元町6番7号**株式会社戸高鉱業社**の鉱業財団（第8号）に大分県津久見市合ノ元町6番7号鉱業事務所大分県採掘権登録第522号の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年7月5日

大分地方法務局佐伯支局

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成30年3月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

平成30年7月5日

農林水産大臣　**齋藤　健**

記

国営とうま土地改良事業（農地防災）

大井口土地改良区役員の就任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する大井口土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の3の規定に基づき公告する。

平成30年7月5日

関東農政局長　浅川　京子

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、平成30年3月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

平成30年7月5日

農林水産大臣　**齋藤　健**

記

平成28年発生　直轄災害復旧事業　しろがね地区（8月豪雨災害）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成30年（家）第7064号

埼玉県坂戸市末広町12番地（11－205）
申立人　渡邉　茂雄
本籍兵庫県たつの市御津町岩見1150番地、最後の住所東京都中野区東中野4丁目18番5号八重垣荘103、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日平成29年11月2日、出生の場所兵庫県揖保郡太市村、出生年月日昭和25年4月6日、職業無職
被相続人　亡　古西　忠廣
事務所東京都文京区本郷2丁目17番12号プロト本郷第2ビル3階　坂井・鵜之沢・前田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂井　崇徳
東京家庭裁判所